

第6期中期計画	
前文	
<p>【中期目標指示事項】</p> <p>地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で10年目となる。現在、佐世保市北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）においては、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖、医師をはじめとした医療スタッフの減少など、医療資源が不足しており非常に深刻な状況にある。</p> <p>一方で、当該地域は、心筋梗塞など疾病に伴う死亡率が高いなど、緊急措置を要する患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高いといえる。こうした中、北松中央病院は、佐世保北部地域等の中核病院としての重責を担っており、周辺の医療資源の状況を見ても、その存在意義は今後さらに大きくなることから、必要とされる医療需要に適切に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>また、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域医療構想の実現に向けて取り組み、地域に必要とされる自院の立場を見極めこれを明確にするとともに、佐世保北部地域等の医療崩壊を未然に防ぐ役割を果たさなければならない。</p> <p><u>特に救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院としての努めを果たして行く必要がある。</u></p> <p><u>これにより、引き続き北松中央病院に対し、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弾力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供することを求め、ここに北松中央病院の第6期中期目標を定める。</u></p>	
<p>【中期計画】</p> <p>地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）が位置する合併旧町地域（旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町）ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）では、<u>平成29年度から令和元年度にかけての第5期中期計画期間中にも、</u>医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖などもあり、医療資源の乏しさは深刻さを増す一方となっている。</p> <p>加えて、佐世保北部地域等には、心筋梗塞、消化管出血など、緊急の措置が必要な患者を受け入れる医療機関は少なく、<u>北松中央病院の役割はますます重要となっている。</u></p> <p>今後、独自に取り組む医師修学資金制度により第6期中期計画期間中には、医師を増員する計画であり、これにより救急医療体制の充実が見込まれる。引き続き地方独立行政法人の特長である自主性、自律性を最大限に活用し、<u>佐世保北部地域等の中核病院として、地域住民の健康の維持・増進に寄与し、</u>佐世保市長から示された中期目標を最大限に達成するために、次のように第6期中期計画を定める。</p>	

第7期中期計画	
前文	
<p>【中期目標指示事項】</p> <p>地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で13年目となる。現在、佐世保市北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）においては、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖、医師をはじめとした医療スタッフの減少など、医療資源が不足しており非常に深刻な状況にある。</p> <p>一方で、当該地域は、心筋梗塞など疾病に伴う死亡率が高いなど、緊急措置を要する患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高いといえる。こうした中、北松中央病院は、佐世保北部地域等の中核病院としての重責を担っており、周辺の医療資源の状況を見ても、その存在意義は今後さらに大きくなることから、必要とされる医療需要に適切に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>また、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、<u>引き続き</u>地域医療構想の実現に向けて取り組み、地域に必要とされる自院の立場を見極めこれを明確にするとともに、佐世保北部地域等の医療崩壊を未然に防ぐ役割を果たさなければならない。</p> <p><u>中でも、感染症指定医療機関としては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受けて、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県、市、市医師会など関係機関と連携し、その対応に努めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院としての努めを果たしていく必要がある。</u></p> <p><u>さらには、令和6年度から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応についても、医師の健康を守る一方で、医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その体制整備に努めていかなければならない。</u></p> <p><u>以上のことから、</u>北松中央病院に対し、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弾力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供することをここに求める。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）が位置する佐世保北部地域（吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町）ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）では、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖など、医療資源の乏しさは深刻さを増す一方となっている。</p> <p>加えて、佐世保北部地域等には、心筋梗塞、消化管出血など、緊急の措置が必要な患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高い。<u>このため、救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院として役割を果たし、加えて、新興感染症等の感染拡大時に県、市、市医師会など関係機関と連携し、感染症指定医療機関としての役割も果たさなければならない。</u></p> <p>今後、独自に取り組む医師修学資金制度により第7期中期計画期間中には、医師を増員する計画であり、これにより救急医療体制の充実が見込まれる。引き続き地方独立行政法人の特長である自主性、自律性を最大限に活用し、佐世保市長から示された中期目標を最大限に達成するために、次のように第7期中期計画を定める。</p>	

第6期中期計画

第1 中期計画の期間

【中期目標指示事項】

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

【中期計画】

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

【中期目標指示事項】

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等における人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民のニーズに沿って安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、体制の維持と必要とする医師の確保に努めつつ、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

【中期計画】

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等の住民の高齢化や地域の診療所などの医療機関の減少に対応するために、医師の確保に努めるなど、必要とされる入院・外来機能を維持し、地域住民に安定した医療の提供を続ける。

また、糖尿病内科、整形外科、脳神経外科、脳神経内科の慢性疾患は非常勤医で対応していく。さらに、地域に必要な診療科等の新設に取り組む。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
延入院患者数	37,855名	39,000名
入院診療単価	32,212円	32,500円
延外来患者数	60,864名	62,000名
外来診療単価	16,513円	15,800円
病床利用率	72.0%	74.2%
平均在院日数	19.3日	19.0日

第7期中期計画

第1 中期計画の期間

【中期目標指示事項】

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

【中期計画】

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

【中期目標指示事項】

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等における人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民のニーズに沿って安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、体制の維持と必要とする医師の確保に努めつつ、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

【中期計画】

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等の住民の高齢化や地域の診療所などの医療機関の減少に対応するために、医師の確保に努めるなど、必要とされる内科系の入院・外来機能を維持し、地域住民に安定した医療の提供を続ける。

また、外科、整形外科、脳神経外科、脳神経内科の慢性疾患は非常勤医で対応していく。さらに、地域に必要な診療科等の新設に取り組む。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
延入院患者数	22,634名	36,500名
入院診療単価	35,346円	33,000円
延外来患者数	53,611名	60,750名
外来診療単価	17,535円	16,800円
病床利用率	43.1%	69.4%
平均在院日数	16.3日	18.0日

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(2) 高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度で専門的な医療を継続するために、学会や講演会等を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行うなど、佐世保北部地域等における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

【中期計画】

(2) 高度・専門医療

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、外科医がそれぞれ高度な専門的医療を継続するために、学会や講演会などに参加し研修を行うとともに高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を行い、医療スタッフを含めた病院全体のスキルアップを図る。

【呼吸器内科】

佐世保北部地域等において、呼吸器の専門医を擁する唯一の医療機関として、その指導のもと、死因の上位を占める肺炎やがんの中で死亡率の高い肺がんの診断・治療を中心に診療を行う。

【循環器内科】

佐世保北部地域等における唯一の心臓カテーテル検査・治療ができる施設として、循環器専門医の指導のもと虚血性心疾患の診断・治療を中心に、高血圧や不整脈など循環器疾患の診療を行う。

【消化器内科】

佐世保北部地域等において、消化器内科医、内視鏡医を擁する唯一の医療機関として、緊急の消化管出血の診断・治療にあたるとともに、肝炎や消化器がんの診断・治療を行う。

【腎臓内科】

佐世保北部地域等において、腎臓内科医を擁する唯一の医療機関として、保存期腎不全患者の教育、治療を行い、また、患者が増え続ける地域の透析医療を支える。

【外科】

外科医と消化器内科医は協力して消化器疾患の診断・治療にあたる。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
MRI検査装置利用件数	861件	900件
CT検査装置利用件数	3,750件	3,800件
血管造影装置利用件数	181件	180件
内視鏡検査件数	3,583件	3,600件
透析件数	19,848件	19,900件

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(2) 高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度で専門的な医療を継続するために、学会や講演会等を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行うなど、佐世保北部地域等における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

【中期計画】

(2) 高度・専門医療

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科がそれぞれ高度な専門的医療を継続するために、学会や講演会などに参加し研修を行うとともに高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を行い、医療従事者を含めた病院全体のスキルアップを図る。

【呼吸器内科】

佐世保北部地域等において、呼吸器の専門医を擁する唯一の医療機関として、その指導のもと、死因の上位を占める肺炎やがんの中で死亡率の高い肺がんの診断・治療を中心に診療を行う。

さらに、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の新興感染症発生時には中心的な役割を果たす。

【循環器内科】

佐世保北部地域等における唯一の心臓カテーテル検査・治療ができる施設として、循環器専門医の指導のもと虚血性心疾患の診断・治療を中心に、高血圧や不整脈など循環器疾患の診療を行う。

【消化器内科】

佐世保北部地域等において、消化器内科医、内視鏡医を擁する唯一の医療機関として、緊急の消化管出血の診断・治療にあたるとともに、肝炎や消化器がんの診断・治療を行う。

【腎臓内科】

佐世保北部地域等において、腎臓内科医を擁する唯一の医療機関として、保存期腎不全患者の教育、治療を行い、また、患者が増え続ける地域の透析医療を支える。

【削除】

【削除】

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
MRI検査装置利用件数	734件	800件
CT検査装置利用件数	3,559件	3,600件
血管造影装置利用件数	39件	140件
内視鏡検査件数	2,783件	3,200件
透析件数	18,160件	19,200件

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(3)救急医療
地域の医療機関ならびに救急隊との連携により、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、佐世保北部地域等はもとより佐世保県北医療圏内における初期・二次救急医療の提供に努めること。

【中期計画】

(3) 救急医療
地域住民の生命を守るため、**内科・外科ともに**できる限り多くの救急搬送を受け入れ、地域で初期・二次医療の完結率の高い救急医療を目指すとともに、三次医療機関への救急患者の集中抑制に貢献する。
また、北松中央病院で診断治療困難な症例においては、迅速に二次・三次医療へ繋げる。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
救急車搬送受入件数	559件	570件
救急外来患者数	2,409名	2,470名
時間外外来患者数	1,850名	1,900名
2次医療完結率 (救急車搬入中北松中央病院での診療完結率)	96.6%	95.0%

【中期目標指示事項】

(4)生活習慣病（予防）への対応
佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施するとともに、生活習慣改善指導に努めること。また、食事療法、運動療法等による健康管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

【中期計画】

(4) 生活習慣病（予防）への対応
非常勤の糖尿病専門医との密な連携のもと、糖尿病患者へ糖尿病療養指導士11名のチームワークで、食事、運動の教育、指導、服薬、インスリン注射指導、フットケア、日常生活指導を専門的に行っていく。
さらに、合併症としての心筋梗塞や糖尿病性腎症に対応する機能を継続して保持し、血液浄化センターを用いて増加する腎不全患者に対応する。

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(3)救急医療
地域の医療機関ならびに救急隊との連携により、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、佐世保北部地域等はもとより佐世保県北医療圏内における**救急医療体制の厳しい現状を踏まえ**、初期・二次救急医療の提供に努めること。

【中期計画】

(3) 救急医療
地域住民の生命を守るため、できる限り多くの救急搬送を受け入れ、地域で初期・二次医療の完結率の高い救急医療を目指すとともに、三次医療機関への救急患者の集中抑制に貢献する。
また、北松中央病院で診断治療困難な症例においては、迅速に二次・三次医療へ繋げる。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
救急車搬送受入件数	377件	520件
救急外来患者数	1,492名	2,320名
時間外外来患者数	1,115名	1,800名
2次医療完結率 (救急車搬入中北松中央病院での診療完結率)	94.2%	95.0%

【中期目標指示事項】

(4)生活習慣病（予防）への対応
佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施するとともに、生活習慣改善指導に努めること。また、食事療法、運動療法等による健康管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

【中期計画】

(4) 生活習慣病（予防）への対応
佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施し、食事、運動の教育、指導、服薬等の生活習慣改善指導に努める。
さらに、合併症としての心筋梗塞や糖尿病性腎症に対応する機能を継続して保持し、血液浄化センターを用いて増加する腎不全患者に対応する。

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。また、災害拠点病院としての役割を踏まえ、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、迅速な医療救護活動を実施できる体制を維持すること。

【中期計画】

(5) 感染症医療・災害対策

呼吸器感染症を専門とする理事長の指導の下、感染症指定医療機関として **2床の第2種感染症病床を活用し**、佐世保北部地域等において感染症診療の中核的役割を果たす。また、**新型インフルエンザなどの発生を想定した訓練などを地域の保健所と協力し定期的に実施する。**

さらに、災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源の整備により、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるよう定期的な訓練を行う。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
災害医療訓練の回数	3回	3回
災害医療研修の回数	4回	3回

【中期目標指示事項】

(6) リハビリテーションの充実

入院患者の早期の在宅復帰と外来患者の運動機能回復を支援するため、状態に応じたリハビリテーションの充実に努めること。

【中期計画】

(6) リハビリテーションの充実

これまで拡充したリハビリ室とスタッフを用いて、継続的に急性期及び回復期リハビリテーションを実施することにより、患者の早期の在宅復帰を支援する体制を維持する。

さらに、高次医療機関から回復期リハビリテーションが必要な患者を積極的に受け入れ、在宅への復帰とともに復帰後の外来診療における患者の機能回復を支援する。

また、平成24年度から稼働している佐世保北部地域等で唯一の心臓リハビリセンターを用いて、心筋梗塞後や慢性心不全後、大血管手術後の患者の在宅復帰の支援を行う。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
脳血管疾患単位数 ※1	5,400単位	3,500単位
廃用症候群単位数 ※1	2,006単位	2,000単位
運動器単位数 ※1	16,248単位	16,000単位
心大血管疾患単位数 ※1	4,892単位	5,000単位
呼吸器単位数 ※1	5,829単位	5,800単位
摂食機能療法回数 ※2	868回	1,200回
理学療法士の確保数 ※3	8名	8名
作業療法士の確保数	2名	2名
言語聴覚士の確保数	1名	1名

※1 単位とは、20分間のリハビリテーション実施単位のことである。

※2 摂食機能療法の1回あたりの訓練は30分である。

※3 理学療法士の確保数のうち1名は、訪問リハビリテーション所属である。

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。また、災害拠点病院としての役割を踏まえ、**昨今の自然災害からみる**大規模な災害や、事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、迅速な医療救護活動を実施できる体制を維持する**とともに、災害時における事業の継続性を強化するための体制整備に努める**こと。

【中期計画】

(5) 感染症医療・災害対策

呼吸器感染症を専門とする理事長の指導の下、**第2種**感染症指定医療機関として、**当該感染症の発生状況に応じ、必要な医療提供体制を最大限確保することで**、佐世保北部地域等において感染症診療の中核的役割を果たす。**なお、2019年の発生以来、許可病床の1/3を使用し診療にあたってきたCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）においては、今後の国の動向を注視しつつ、その対応にあたる。**

さらに、災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源の整備により、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるよう定期的な訓練を行う。

災害発生後においては、早期に診療機能を回復できるよう災害医療BCP（業務継続計画）の確認・見直しを行う。また、災害医療BCPに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施し、医療救護活動の対応能力と職員の危機管理意識の向上を図る。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
災害医療訓練の回数	1回	2回
災害医療研修の回数	2回	3回

【中期目標指示事項】

(6) リハビリテーションの充実

入院患者の早期の在宅復帰と外来患者の運動機能回復を支援するため、状態に応じたリハビリテーションの充実に努めること。

【中期計画】

(6) リハビリテーションの充実

これまで拡充したリハビリ室とスタッフを用いて、継続的に急性期及び回復期リハビリテーションを実施することにより、患者の早期の在宅復帰を支援する体制を維持する。

さらに、高次医療機関から回復期リハビリテーションが必要な患者を積極的に受け入れ、在宅への復帰とともに復帰後の外来診療における患者の機能回復を支援する。

また、平成24年度から稼働している佐世保北部地域等で唯一の心臓リハビリセンターを用いて、心筋梗塞後や慢性心不全後、大血管手術後の患者の在宅復帰の支援を行う。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
脳血管疾患(Ⅱ)単位数 ※1	1,427単位	1,500単位
廃用症候群単位数 ※1	741単位	600単位
運動器(Ⅰ)単位数 ※1	14,116単位	15,000単位
心大血管疾患(Ⅰ)単位数 ※1	2,974単位	5,000単位
呼吸器(Ⅰ)単位数 ※1	3,672単位	4,000単位
摂食機能療法回数 ※2	1回	50回
理学療法士の確保数 ※3	7名	7名
作業療法士の確保数	2名	2名
言語聴覚士の確保数	1名	1名

※1 単位とは、20分間のリハビリテーション実施単位のことである。

※2 摂食機能療法の1回あたりの訓練は30分である。

※3 理学療法士の確保数のうち1名は、訪問リハビリテーション所属である。

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(7)介護保険サービス
在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

【中期計画】

(7)介護保険サービス
周辺地域の住民が、在宅での介護や治療を安心して満足に受けられるよう、地域に必要とされる体制を維持、補完するため、引き続き在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供する。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
居宅介護支援事業におけるサービス利用件数	624件	630件
訪問看護における訪問件数	4,137件	4,600件

2 医療水準の向上

【中期目標指示事項】

(1)医療人材の確保
佐世保北部地域等に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。また、スタッフの教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

【中期計画】

(1)医療人材の確保
地域に必要とされる医療を安定的に高い水準で提供するため、優秀な医師、看護師、その他のスタッフの確保に努める。また、5～10年後の医師、看護師を確保するため、独自に取り組む医学生、看護学生に対する修学資金制度について、引き続き県内高校、予備校、大学医学部、看護学校など積極的な周知を図り、将来にわたる基盤づくりを行う。限られた医師数で高い診療レベルを維持するためには医師の負担軽減が必要であることから、医師の事務作業や当直業務の軽減とともに併せて看護師についても業務上の負担軽減に努めることで質の高い医療を提供する。
また魅力ある病院を目指し、院内保育所、看護師社宅の活用など医療スタッフの獲得につながるよう福利厚生の充実や職場環境の改善に努める。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
医師の確保数（常勤医）	9名	10名
医師の確保数（非常勤医）※1	1名	1名
看護師の確保数	120名	122名
准看護師の確保数	9名	9名
薬剤師の確保数	3名	3名
管理栄養士の確保数	2名	2名
診療放射線技師の確保数	6名	6名
理学療法士の確保数（再掲）	8名	8名
作業療法士の確保数（再掲）	2名	2名
言語聴覚士の確保数（再掲）	1名	1名
臨床検査技師の確保数	10名	10名
臨床工学技士の確保数	2名	2名
医学生（修学資金対象者）※2	4名	3名
看護学生（奨学金対象者）※2	7名	4名
給与費比率	56.1%	55.5%

※1 非常勤医の確保数は常勤医換算による。
※2 それぞれの学生数は修学資金等貸与中の学生の数である。

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(7)介護保険サービス
在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

【中期計画】

(7)介護保険サービス
周辺地域の住民が、在宅での介護や治療を安心して満足に受けられるよう、地域に必要とされる体制を維持、補完するため、引き続き在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供する。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
居宅介護支援事業におけるサービス利用件数	684件	650件
訪問看護における訪問件数	4,919件	4,800件
MSW相談件数	645件	720件

2 医療水準の向上

【中期目標指示事項】

(1)医療従事者の確保
佐世保北部地域等に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き医師、看護師をはじめとした医療従事者の確保に努めること。また、修学・育成支援策について検討するとともに、医療従事者の教育体制、診療環境の向上、育児支援等の福利厚生面の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

【中期計画】

(1)医療従事者の確保
地域に必要とされる医療を安定的に高い水準で提供するため、優秀な医師、看護師、その他の医療従事者の確保に努める。また、5～10年後の医師、看護師を確保するため、引き続き独自に取り組む医学生、看護学生に対する修学資金制度を活用し、県内高校、予備校、大学医学部、看護学校などに積極的な周知を図り、将来にわたる基盤づくりを行う。さらに限られた医師数で高い診療レベルを維持するためには医師の負担軽減が必要であることから、医師の事務作業や当直業務の軽減とともに併せて看護師についても業務上の負担軽減に努めることで質の高い医療を提供する。
また魅力ある病院を目指し、院内保育所、看護師社宅を活用して育児支援や新たな医療従事者の獲得につながるよう福利厚生の充実や職場環境の改善に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
医師の確保数（常勤医）	9名	11名
医師の確保数（非常勤医）※1	1名	1名
看護師の確保数	121名	123名
准看護師の確保数	8名	7名
薬剤師の確保数	2名	2名
管理栄養士の確保数	2名	2名
診療放射線技師の確保数	7名	7名
理学療法士の確保数（再掲）	7名	7名
作業療法士の確保数（再掲）	2名	2名
言語聴覚士の確保数（再掲）	1名	1名
臨床検査技師の確保数	10名	10名
臨床工学技士の確保数	2名	2名
医学生（修学資金対象者）※2	3名	4名
看護学生（奨学金対象者）※2	1名	2名
薬学生（奨学金対象者）※2	1名	1名
給与費比率	51.7%	55.0%
書類作成の補助	1,473件	1,600件
退院時要約作成補助（対象科）	100.0%	100.0%

※1 非常勤医の確保数は常勤医換算による。
※2 それぞれの学生数は修学資金等貸与中の学生の数である。

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(2)医療**スタッフ**の専門性及び医療技術の向上
 医療**スタッフ**(事務部門を含む。)においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

【中期計画】

(2) 医療従事者の専門性及び医療技術の向上
看護師及びコメディカルスタッフは、各々の専門分野において、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努める。また、病院全体の底上げを図るため職員の専門資格の取得促進に努めるなど、職員の医療技術習得へのサポート体制を強化することにより質の高い医療の提供と効率的な病院経営の両立を目指す。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
糖尿病療養指導士	12名	11名
ケアマネージャー	7名	7名
心臓リハビリテーション指導士	6名	6名
内視鏡認定技師	5名	6名

【中期目標指示事項】

(3)医療人材の育成
 医師、看護師、薬剤師などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

【中期計画】

(3) 医療人材の育成
 医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、看護師の臨床研修の場としての役割を担う。

【中期目標指示事項】

(4)臨床研究の推進・医療の質の向上
 長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

【中期計画】

(4) 臨床研究の推進・医療の質の向上
 臨床研究について、専門グループによる研究・発表などに積極的に取り組み、その専門性を高め、医療の発展に寄与する。
 医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供する。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
臨床研究実施件数	3件	3件

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(2)医療**従事者**の専門性及び医療技術の向上
 医療**従事者**(事務部門を含む。)においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

【中期計画】

(2) 医療従事者の専門性及び医療技術の向上
医療従事者(事務部門を含む。)は、各々の専門分野において、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努める。また、病院全体の底上げを図るため職員の専門資格の取得促進に努めるなど、職員の医療技術習得へのサポート体制を強化することにより質の高い医療の提供と効率的な病院経営の両立を目指す。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
糖尿病療養指導士	10名	6名
ケアマネージャー	5名	5名
心臓リハビリテーション指導士	6名	7名
内視鏡認定技師	3名	3名
心不全療養指導士	2名	3名
透析技術認定士	3名	3名
BLSインストラクター	3名	3名

【中期目標指示事項】

(3)医療人材の育成
 医師、看護師、薬剤師などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

【中期計画】

(3) 医療人材の育成
 医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、看護師の臨床研修の場としての役割を担う。

【中期目標指示事項】

(4)臨床研究の推進・医療の質の向上
 長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

【中期計画】

(4) 臨床研究の推進・医療の質の向上
 臨床研究について、専門グループによる研究・発表などに積極的に取り組み、その専門性を高め、医療の発展に寄与する。
 医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供する。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
臨床研究実施件数	2件	3件

第6期中期計画	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
3 患者サービスの向上	
【中期目標指示事項】	
(1) 待ち時間の改善 診察、検査、手術等の待ち時間の改善を図ることで、患者サービスの向上に努めること。	
【中期計画】	
(1) 待ち時間の改善 患者サービスを向上させるため、外来診察時の待ち時間の改善に努める。検査や小手術については、ほとんど待ち時間のない現状の体制を維持する。	
【中期目標指示事項】	
(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者に対し、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。	
【中期計画】	
(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修を適宜実施するとともに、病床稼働率などを見ながら一部病床の個室への転換など患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。	

第7期中期計画	
【中期目標指示事項】	
(5) 施設・設備の充実 質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。	
【中期計画】	
(5) 施設・設備の充実 質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行う。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた施設の点検及び改修を行う。	
施設整備計画	施設調査
設備整備計画	高額医療機器 その他の医療機器及びソフトウェア等
3 患者サービスの向上	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
【中期目標指示事項】	
(1) 院内環境の快適性向上 患者や来院者に対し、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。	
【中期計画】	
(1) 院内環境の快適性向上 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修を適宜実施するとともに、病床稼働率などを見ながら一部病床の個室への転換など患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。	

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(3) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底
 患者に対する満足度調査を定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント※1の徹底に努めること。
 ※1 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

【中期計画】

(3) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底
 患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、満足度の低い項目については、その要因を解析のうえ可能な限り改善等の対応に努める。また、調査の項目については、毎年その内容を吟味検討し、社会環境やニーズの変化などを的確に捉え、より実態に即した項目の調査を行う。
 また、患者と医療者の相互理解を深めるため、できる限り文書や映像などを利用したインフォームドコンセントを行う。ただし、医師の時間的負担にならないよう、研修を受講済みのコメディカルスタッフが補助的な説明を行うなどの体制を整える。

【中期目標指示事項】

(4) 職員の接遇向上
 患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

【中期計画】

(4) 職員の接遇向上
 温かく心のこもった患者対応ができる職員を育成するため、その接遇・対応能力に関するより一層の向上を目指し、外部講師による院内講演会などを定期的実施する。

【中期目標指示事項】

(5) 医療安全対策の実施
 院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

【中期計画】

(5) 医療安全対策の実施
 理事長が委員長を勤める医療安全管理委員会を頂点とした、院内感染対策委員会、リスクマネジメント部会、医薬品安全管理部会、医療機器安全管理部会及び褥瘡対策委員会が活発に活動し啓発を繰り返し行うことで安全な医療を確保していく。
 また、発生が懸念されるような医療安全上の問題点については、職員全員が情報を共有し、医療安全管理委員会委員長の指示のもと、未然防止策の検討と運用の改善について組織的に対応していく。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
医療安全管理委員会の開催回数	12回	12回
院内感染対策委員会の開催回数	12回	12回

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(2) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底
 患者に対する満足度調査を定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント※1の徹底に努めること。
 ※1 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

【中期計画】

(2) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底
 患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、満足度の低い項目については、その要因を解析のうえ可能な限り改善等の対応に努める。また、調査の項目については、毎年その内容を吟味検討し、社会環境やニーズの変化などを的確に捉え、より実態に即した項目の調査を行う。
 また、患者と医療者の相互理解を深めるため、できる限り文書や映像などを利用したインフォームドコンセントを行う。ただし、医師の時間的負担にならないよう、研修を受講済みのコメディカルスタッフが補助的な説明を行うなどの体制を整える。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
5段階評価(平均値)	4.25	4.25
満足、まあ満足の割合	74.0%	75.0%以上
やや不満、不満の割合	2.1%	2.0%以下

【中期目標指示事項】

(3) 職員の接遇向上
 患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

【中期計画】

(3) 職員の接遇向上
 温かく心のこもった患者対応ができる職員を育成するため、その接遇・対応能力に関するより一層の向上を目指し、外部講師による院内講演会などを定期的実施する。

【中期目標指示事項】

(4) 医療安全対策の実施
 院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

【中期計画】

(4) 医療安全対策の実施
 理事長が委員長を勤める医療安全管理委員会を頂点とした、院内感染対策委員会、リスクマネジメント部会、医薬品安全管理部会、医療機器安全管理部会及び褥瘡対策委員会が活発に活動し啓発を繰り返し行うことで安全な医療を確保していく。
 また、発生が懸念されるような医療安全上の問題点については、職員全員が情報を共有し、医療安全管理委員会委員長の指示のもと、未然防止策の検討と運用の改善について組織的に対応していく。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
医療安全管理委員会の開催回数	12回	12回
院内感染対策委員会の開催回数	12回	12回

第6期中期計画

4 地域医療機関等との連携

【中期目標指示事項】

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、佐世保北部地域等の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

【中期計画】

(1) 地域医療機関との連携

佐世保北部地域等に不足する医療機能を補うため、他の医療機関と連携し、地域に求められる医療体制を維持する。また、**地域**の医師や医療スタッフへ向けた勉強会の開催などにより医療の質を確保しつつ効率的に提供できる環境を整える。

【中期目標指示事項】

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

【中期計画】

(2) 地域医療への貢献

保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすため、地域医療機関や福祉施設などと合同の研修会や研究会を開催し、事例検討や情報交換による連携強化を図り、医療の質を高めるとともに、初期救急蘇生法の訓練などを地域住民に対して継続して行う。

5 市の施策推進における役割

【中期目標指示事項】

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

【中期計画】

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

行政が推進する予防医療の実現に向け、現在まで行ってきた企業健診、がん検診、人間ドックなど継続して取り組む。

第7期中期計画

4 地域医療機関等との連携

【中期目標指示事項】

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、佐世保北部地域等の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

【中期計画】

(1) 地域医療機関との連携

佐世保北部地域等に不足する医療機能を補うため、他の医療機関と連携し、地域に求められる医療体制を維持する。また、**佐世保市北部を含む診療圏**の医師や医療スタッフへ向けた勉強会の開催などにより医療の質を確保しつつ効率的に提供できる環境を整える。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
紹介率	30.5%	40.0%
逆紹介率	51.0%	55.0%
在宅復帰率	89.5%	90.0%

【中期目標指示事項】

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

【中期計画】

(2) 地域医療への貢献

保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすため、地域医療機関や福祉施設などと合同の研修会や研究会を開催し、事例検討や情報交換による連携強化を図り、医療の質を高めるとともに、初期救急蘇生法の訓練などを地域住民に対して継続して行う。

5 市の施策推進における役割

【中期目標指示事項】

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

【中期計画】

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

行政が推進する予防医療の実現に向け、現在まで行ってきた企業健診、がん検診、人間ドックなど継続して取り組む。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
成人病健診	589件	590件
企業健診	171件	170件
一般健診	35件	40件
人間ドック	26件	40件
がん検診	97件	100件

第6期中期計画

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営と情報公開

【中期目標指示事項】

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、**不断**の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

【中期計画】

1 効率的な業務運営と情報公開

効率的な業務運営のため、毎月開催される理事会で業務運営方針を決定し、決定事項に則した業務が効率的に行えるよう、毎月各部門の責任者が出席する経営戦略会議を開催し、職員全員に周知徹底する。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組む。

2 事務部門の専門性の向上

【中期目標指示事項】

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務及び関係法令に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

【中期計画】

2 事務部門の専門性の向上

医事部門においては、定期的な院内研修、院外研修を行い、診療報酬改定に対応できる専門職員を育成する。また、専門性の高い医療クラークを育成し、医師、看護師の書類作成などの補助を行い、適切な事務処理を効率的に行うとともに医療スタッフの負担の軽減を図る。

3 職員満足度の向上

【中期目標指示事項】

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

【中期計画】

3 職員満足度の向上

適材適所に人材を配置することで、適切かつ効率的な業務を実現し、ストレスなく働ける職場環境を整える。また、短時間勤務など職員のニーズにあった勤務形態なども考慮していくなど、職員の満足度の向上と離職防止に努める。

第7期中期計画

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営と情報公開

【中期目標指示事項】

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、**且頃**の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

【中期計画】

1 効率的な業務運営と情報公開

効率的な業務運営のため、毎月開催される理事会で業務運営方針を決定し、決定事項に則した業務が効率的に行えるよう、毎月各部門の責任者が出席する経営戦略会議を開催し、職員全員に周知徹底する。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組む。

2 事務部門の専門性の向上

【中期目標指示事項】

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務及び関係法令に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

【中期計画】

2 事務部門の専門性の向上

医事部門においては、定期的な院内研修、院外研修を行い、診療報酬改定に対応できる専門職員を育成する。また、専門性の高い医療クラークを育成し、医師、看護師の書類作成などの補助を行い、適切な事務処理を効率的に行うとともに医療スタッフの負担の軽減を図る。

3 職員満足度の向上

【中期目標指示事項】

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

【中期計画】

3 職員満足度の向上

適材適所に人材を配置することで、適切かつ効率的な業務を実現し、ストレスなく働ける職場環境を整える。また、短時間勤務など職員のニーズにあった勤務形態なども考慮していくなど、職員の満足度の向上と離職防止に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
職員全体の離職率	9.6%	8.0%以下
看護師の離職率	8.4%	10.0%以下
新卒看護師の離職率	0.0%	0.0%

第6期中期計画

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

【中期目標指示事項】

公的病院として安定した医療を提供していくため、経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

【中期計画】

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

公立病院として、安定した医療を提供していくための長期的展望に立って経営基盤を安定させる。また、診療報酬の改定や地域住民の受診行動を把握しながら、迅速な対応と、より効率的な病院運営を迫及することで財務体質の強化に努める。

2 収益の確保と費用の節減

【中期目標指示事項】

(1) 収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を講じ、早期回収に努めること。

【中期計画】

(1) 収益の確保

収益の確保のためには医師の確保が前提であるが、本計画期間においては、独自の修学資金制度により引き続き医師確保に努めるほか関係機関に働きかけを続けるなど、医師のこれ以上の減員を回避する。また、病床利用率の向上や医療制度、介護制度の改正に的確に対処するために病棟の再編などを積極的に検討する。さらに北松中央病院が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金対策と早期回収に努める。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
経常収支比率	100.8%	101.9%
営業収支比率	100.4%	101.5%

第7期中期計画

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

【中期目標指示事項】

公立病院として安定した医療を提供していくため、経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

【中期計画】

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

公立病院として、安定した医療を提供していくための長期的展望に立って経営基盤を安定させる。また、診療報酬の改定や地域住民の受診行動を把握しながら、迅速な対応と、より効率的な病院運営を迫及することで財務体質の強化に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
純利益	238,049,261円	76,733,000円
純利益率	8.6%	3.1%
経常利益	238,379,674円	77,734,000円
経常利益率	8.6%	3.1%
営業利益	226,840,531円	65,776,000円
営業利益率	8.3%	2.7%
入院診療単価(再掲)	35,346円	33,000円
1日平均外来患者数	221.5名	250名
外来診療単価(再掲)	17,535円	16,800円
医師1人1日あたり医業収益 ※	830,245円	614,613円

※医師数をR3年度は9名、R7年度は11名で算出している。

2 収益の確保と費用の節減

【中期目標指示事項】

(1) 収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を講じ、早期回収に努めること。

【中期計画】

(1) 収益の確保

収益の確保のためには医師の確保が前提であるが、本計画期間においては、独自の修学資金制度により引き続き医師確保に努めるほか関係機関に働きかけを続けるなど、医師のこれ以上の減員を回避する。また、病床利用率の向上や医療制度、介護制度の改正に的確に対処するために病棟の再編などを積極的に検討する。さらに北松中央病院が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金対策と早期回収に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
経常収支比率	109.4%	103.1%
営業収支比率	109.1%	102.7%

第6期中期計画

【中期目標指示事項】

(2)費用の節減
 人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

【中期計画】

(2)費用の節減
 医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる医薬品費、診療材料費の抑制をはじめ、不必要な光熱費、水道の節減、雑貨、事務用品の調達方法の見直しなどにより経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

区分	平成30年度実績値	令和4年度目標値
後発医薬品採用率(数量ベース)	35.1%	37.0%
材料費比率	20.1%	18.1%
医薬品比率	13.7%	11.8%

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

【中期目標指示事項】

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすべく、構想の実現に向けて取り組むこと。

【中期計画】

1 地域医療構想の実現に向けた取組み
 佐世保県北医療圏において、医療需要に応じた病床の機能分化と地域完結型医療を実現するために、地域に求められる医療体制の構築に努めるなど必要な役割を果たす。病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、必要に応じて病床再編を検討する。

2 働き方改革の推進

【中期目標指示事項】

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。

【中期計画】

2 働き方改革の推進
 医療従事者にとって、働きやすい環境を確保するため、長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した制度などを構築し、多様なライフスタイルへの対応に取り組む。また、医師、看護師については、業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティングを推進するなど、**3年以内を目途に働き方改革関連法を遵守する体制を構築する。**

第7期中期計画

【中期目標指示事項】

(2)費用の節減
 人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

【中期計画】

(2)費用の節減
 医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる医薬品費、診療材料費の抑制をはじめ、不必要な光熱費、水道の節減、雑貨、事務用品の調達方法の見直しなどにより経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
後発医薬品採用率(数量ベース)	36.3%	40.0%
材料費比率	14.2%	16.8%
医薬品比率	10.2%	11.7%
診療材料費比率	3.6%	4.9%
給与費比率(再掲)	51.7%	55.0%

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

【中期目標指示事項】

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすべく、構想の実現に向けて取り組むこと。

【中期計画】

1 地域医療構想の実現に向けた取組み
 佐世保県北医療圏において、**地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ**、医療需要に応じた病床の機能分化と地域に求められる医療体制の構築に努めるなど必要な役割を果たす。病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、必要に応じて病床再編を検討する。

2 働き方改革の推進

【中期目標指示事項】

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保にむけて、働き方改革に取り組むこと。**特に医師の時間外労働規制の適用に当たっては、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その体制整備に努めること。**

【中期計画】

2 働き方改革の推進
 医療従事者にとって、働きやすい環境を確保するため、長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した制度などを構築し、多様なライフスタイルへの対応に取り組む。また、医師、看護師については、業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティングを推進するなど、**医療従事者全体の健康を守りながら、医療供給体制を維持する。**

第6期中期計画
3 災害時における事業継続性の強化 【中期目標指示事項】 災害時における事業継続性を強化するため、体制整備に努めること。
【中期計画】 3 災害時における事業継続性の強化 災害発生後、早期に診療機能を回復できるよう災害医療BCP（業務継続計画）の確認・見直しを行う。また、災害医療BCPに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施し、医療救護活動の対応能力と職員の危機管理意識の向上を図る。

第7期中期計画
3 新興・再興感染症への対策と対応 【中期目標指示事項】 感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。
【中期計画】 3 新興・再興感染症への対策と対応 感染症が専門の理事長の指導のもと感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たす。

第6期中期計画

第6 予算（人件費見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和2年度～令和4年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	7,387,662
医業収益	6,713,800
運営費負担金等収益	332,048
補助金等収益	63,414
その他の医業収益	278,400
営業外収益	335,725
運営費負担金等収益	90,656
長期借入金	150,000
補助金等収益	2,668
その他医業外収益	92,401
計	7,723,387
支出	
営業費用	6,607,801
医業費用	6,607,801
給与費	4,093,537
材料費	1,336,294
経費	1,146,050
研究研修費	31,920
営業外費用	905,903
建設改良費	370,000
償還金	389,687
その他	146,216
計	7,513,704

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。

【人件費の見積】

期間中総額 4,093,537千円を支出する。

なお、当該金額は、職員給料、諸手当、法定福利費および退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還に充当される運営費負担金等については、P/L（損益計算書）上の収益とする。

各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第7期中期計画

第6 予算（人件費見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	7,214,363
医業収益	6,273,126
運営費負担金等収益	281,546
補助金等収益	392,531
その他の医業収益	267,160
営業外収益	353,711
運営費負担金等収益	72,229
長期借入金	199,100
その他医業外収益	82,382
計	7,568,074
支出	
営業費用	6,526,525
医業費用	6,526,525
給与費	4,040,463
材料費	1,188,107
経費	1,268,555
研究研修費	29,400
営業外費用	826,695
建設改良費	369,000
償還金	365,247
その他	92,448
計	7,353,220

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。

【人件費の見積】

期間中総額 4,040,463千円を支出する。

なお、当該金額は、職員給料、諸手当、法定福利費および退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還に充当される運営費負担金等については、P/L（損益計算書）上の収益とする。

各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6期中期計画

2 収支計画（令和2年度～令和4年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入の部	7,558,306
営業収益	7,388,041
医業収益	6,713,800
運営費負担金等収益	130,695
補助金等収益	63,414
資産見返運営費負担金等戻入	201,353
資産見返補助金等戻入	379
その他の医業収益	278,400
営業外収益	170,262
運営費負担金等収益	90,656
補助金等収益	2,668
その他の医業外収益	76,938
臨時利益	3
支出の部	7,494,564
営業費用	7,350,884
給与費	4,164,990
材料費	1,336,294
経費	1,170,990
減価償却費	678,610
営業外費用	140,674
財務費用	41,224
その他の医業外費用	99,450
臨時損失	3,006
純利益	63,742
目的積立金取崩額	20,262
総利益	84,004

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。
各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第7期中期計画

2 収支計画（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入の部	7,427,816
営業収益	7,286,305
医業収益	6,273,126
運営費負担金等収益	97,170
補助金等収益	392,531
資産見返運営費負担金等戻入	184,376
資産見返補助金等戻入	71,942
その他の医業収益	267,160
営業外収益	141,508
運営費負担金等収益	72,229
その他の医業外収益	69,279
臨時利益	3
支出の部	7,304,619
営業費用	7,195,635
給与費	4,045,471
材料費	1,188,107
経費	1,298,748
減価償却費	663,309
営業外費用	105,978
財務費用	30,792
その他の医業外費用	75,186
臨時損失	3,006
純利益	123,197
目的積立金取崩額	15,034
総利益	138,231

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。
各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6期中期計画

3 資金計画（令和2年度～令和4年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	8,497,804
業務活動による収入	7,278,707
診療業務による収入	6,713,800
運営費負担金等による収入	130,695
補助金等による収入	63,414
その他業務活動による収入	370,798
投資活動による収入	294,680
運営費負担金等による収入	292,009
補助金等による収入	2,668
固定資産売却収入	3
財務活動による収入	150,000
長期借入金による収入	150,000
前期中期目標の期間からの繰越金	774,417
資金支出	8,497,804
業務活動による支出	6,707,257
給与費支出	4,093,537
材料費支出	1,336,294
その他業務活動による支出	1,277,426
投資活動による支出	416,760
有形固定資産の取得による支出	370,000
その他投資活動による支出	46,760
財務活動による支出	389,687
長期借入金の返済による支出	389,687
次期中期目標の期間への繰越金	984,100

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。
各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第7期中期計画

3 資金計画（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	8,983,715
業務活動による収入	7,112,366
診療業務による収入	6,273,126
運営費負担金等による収入	97,170
補助金等による収入	392,531
その他業務活動による収入	349,539
投資活動による収入	256,608
運営費負担金等による収入	256,605
その他投資活動による収入	3
財務活動による収入	199,100
長期借入金による収入	199,100
前期中期目標の期間からの繰越金	1,415,641
資金支出	8,983,715
業務活動による支出	6,601,717
給与費支出	4,040,463
材料費支出	1,188,107
その他業務活動による支出	1,373,147
投資活動による支出	386,256
有形固定資産の取得による支出	369,000
その他投資活動による支出	17,256
財務活動による支出	365,247
長期借入金の返済による支出	365,247
次期中期目標の期間への繰越金	1,630,495

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。
各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6期中期計画

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1億円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。

(2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により定める額。

(4) 前3号の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料及び手数料の額は、前3号の規定により算定した額に、消費税法第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

(5) 第1号から第3号までに規定するもの以外の使用料及び手数料の額は、次の表に定めた額に、前号の消費税率を乗じて得た額（洗濯機使用料を除く。）を加算した額とする。

別表（料金関係）

区分	単位	金額（円）
診断書	簡易なもの 1通につき	2,500
	複雑なもの 1通につき	5,000
	その他のもの 1通につき	3,000
証明書	簡易なもの 1通につき	300
	複雑なもの 1通につき	1000
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	5000
	B室 1日につき	4000
	C室 1日につき	3000
洗濯機使用料	1回につき	100

備考

①この表に規定する室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）のうちA室、B室及びC室の設備の内容については、病院内に表示するものとする。

②洗濯機使用料に関しては税込み額とする。

第7期中期計画

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1億円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。

(2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により定める額。

(4) 前3号の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料及び手数料の額は、前3号の規定により算定した額に、消費税法第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

(5) 第1号から第3号までに規定するもの以外の使用料及び手数料の額は、次の表に定めた額に、前号の消費税率を乗じて得た額（洗濯機使用料を除く。）を加算した額とする。

別表（料金関係）

区分	単位	金額（円）
診断書	簡易なもの 1通につき	2,500
	複雑なもの 1通につき	5,000
	その他のもの 1通につき	3,000
証明書	簡易なもの 1通につき	300
	複雑なもの 1通につき	1000
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	5000
	B室 1日につき	4000
	C室 1日につき	3000
洗濯機使用料	1回につき	100

備考

①この表に規定する室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）のうちA室、B室及びC室の設備の内容については、病院内に表示するものとする。

②洗濯機使用料に関しては税込み額とする。

第6期中期計画

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第12 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成22年佐世保市規則第28号）で定める事項

1 人事に関する計画

医師、コメディカル、事務部門がそれぞれの専門における実績を処遇面に活かされる人事評価システムとして、現在、学会、行政から受ける資格認定に対して評価を行い、給与に反映させることで、職員のモチベーションの維持、向上を図っている。また、地方独立行政法人の特長を活かし、適正に職員を配置することで、業務上の無駄を最小限にすることに努める。

2 施設及び設備に関する計画

病院施設の整備	総額 30百万円	自己資金
医療機器等の更新	総額 340 百万円	佐世保市長期借入金、自己資金

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等の財源に充てる。

第7期中期計画

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第12 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成22年佐世保市規則第28号）で定める事項

1 人事に関する計画

医師、コメディカル、事務部門がそれぞれの専門における実績を処遇面に活かされる人事評価システムとして、現在、学会、行政から受ける資格認定に対して評価を行い、給与に反映させることで、職員のモチベーションの維持、向上を図っている。また、地方独立行政法人の特長を活かし、適正に職員を配置することで、業務上の無駄を最小限にすることに努める。

2 施設及び設備に関する計画

病院施設の整備	総額 30百万円	自己資金
医療機器等の更新	総額 339 百万円	佐世保市長期借入金、自己資金

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等の財源に充てる。